

2025年10月31日

株主各位

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
中央日本土地建物グループ株式会社
代表取締役社長 三宅潔

「中間配当に関するお知らせ」並びに
「取締役会決議ご通知」(はがき)郵送廃止について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025年10月31日(金)開催の当社取締役会において決議いたしました第6期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の中間配当の支払いについて、下記のとおりお知らせ申し上げます。

また、昨年まで郵送していた「中間配当に関する取締役会決議ご通知」(はがき)を本年より取り止めさせていただくことにいたしました。今後は、当社ウェブサイトにより、ご案内させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

当社定款第40条の規定に基づき、2025年9月30日現在の株主名簿記載の株主に対し、次のとおり中間配当金をお支払いいたします。

1. 中間配当金 1株につき 金290円

2. 支払請求権の効力発生日
ならびに支払開始日 2025年12月5日(金)

以上

※中間配当金のお支払について

中間配当金は来る12月5日ご指定の銀行預金口座にお振込みの手続をいたします。